

<別紙 1>

介護老人保健施設わかなのご案内
通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）
【重要事項説明書】
（令和 6 年 8 月 1 日現在）

1. 施設の概要

（1）施設の名称等

- ・施設名 介護老人保健施設 わかな
- ・開設年月日 平成 18 年 3 月 6 日
- ・所在地 長野県上伊那郡箕輪町東箕輪北田 3296 番地 1
- ・電話番号 0265-70-1818 ・ファックス番号 0265-70-8820
- ・管理者名 原 典 子
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設（2052480031 号）

（2）介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、（介護予防短期入所療養介護）や通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[介護老人保健施設わかなの運営方針]

介護老人保健施設わかなは、利用者の自立支援を促進し、家庭生活の延長として利用者が、明るい家庭的な雰囲気の中で利用していただけるよう努めます。又、利用者の意志を最大限尊重し、各職種のチームケアによる質の高いケアを提供いたします。そのため常日頃から職員の資質の向上を目指します。さらに、地域住民との交流を深め、地域に開かれた施設として共に支え合う施設を造ります。施設設備にも万全を期し、施設ケア、在宅ケアと共に、利用者が安心して生活できるよう努めます。

（3）施設の職員体制

	常 勤（換算）	業務内容
・医 師	1	診察・健康管理・保健衛生管理
・看護職員	10	看護一般・健康相談
・介護職員（通所リハ）	24（5）	介護全般（介護・処遇に関する事）
・支援相談員	1	処遇上の相談・職種間の調整
・理学療法士等	2（1.8）	リハビリ一般
・管理栄養士	1	献立作成・栄養指導・栄養マネジメント
・介護支援専門員	1	計画書作成
・事務職員	1	施設会計・利用料・療養費請求・管理

（4）通所定員 40名

2. 通所リハビリテーションのサービス内容

- ① サービス計画の立案
- ② 食事（食事は原則として食堂でおとりいただきます。）
昼食 12時00分頃～12時30分頃
- ③ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）
- ④ 医学的管理・看護
- ⑤ 介護
- ⑥ リハビリテーション
- ⑦ 相談援助サービス
- ⑧ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
- ⑨ 利用者が選定する特別な食事の提供
- ⑩ 理美容サービス
- ⑪ 基本時間外施設利用サービス（何らかの理由により、ご家族等のお迎えが居宅介護サービス計画で定められた通所リハビリテーション利用時間の終了に間に合わない場合に適用）
- ⑫ その他
＊これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

＊協力医療機関

・名 称	・住 所
伊那中央病院	長野県伊那市小四郎久保 1313 番地 1
仁愛病院	長野県伊那市西町 4906 番地
町立辰野病院	長野県上伊那郡辰野町大字辰野 1445 番地 5

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

4. 施設利用に当たっての留意事項

- ・施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置付けられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。
- ・介護保険証の提出
- ・飲酒・喫煙 飲酒は職員に声をおかけ下さい。喫煙は所定の場所で御願い致します。
- ・火気の取り扱い 原則として火気の取り扱いと所持は禁止となっております。
- ・金銭・貴重品の管理 原則としてお預かりをいたしません。ご自身管理の場合は、紛失等の責任は負いかねます。

5. 非常災害対策

- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、屋内消火栓を備えております。
- ・防災訓練 年2回以上実施いたします。(そのうち1回は夜間想定訓練)

6. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

7. 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。(電話0265-70-1818)

要望や苦情などは、担当支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、1階事務所前に備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

8. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。